

浦 監 第 396 号
令和 3 年 2 月 25 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

同 大 塚 修 平

同 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 財政援助団体等監査
(平成31年4月1日～令和2年3月31日分)
2. 監査対象団体 浦安市スポーツ協会
3. 担当部署 生涯学習部 市民スポーツ課
4. 監査結果公表年月日 令和2年12月14日
5. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>財政援助団体等監査（市民スポーツ課）</p> <p><協会について></p> <p>(1) 予算執行について、主要事業に係るものは理事会や専門委員会での決議を経て執行し、また、その他軽易なもの（事務用品や消耗品等）は、必要に応じて事務局長（市民スポーツ課長）の判断で執行しているが、いずれの場合も支出を決定する伝票等の書類上の手続きが行われていなかった。今後は、意思決定過程がわかるように伝票を起票し、会計担当が確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項：スポーツ協会)</p> <p>(2) スポーツ（体育）振興費補助金の印刷製本費（Urayasu Sports Report）の契約事務について、競争原理を働かせずに一社随意契約で行っていた。入稿から校了・納品までの期間が短いことや卒業式シーズンに配布しているとの理由もあるようだが、今後は、複数の事業者による見積り合わせを行うなど、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項：スポーツ協会)</p>	<p>(1) 浦安市スポーツ協会の予算執行について、独自の支出負担行為伺書兼支出命令書の様式を作成しました。決裁者は、会長、会計、事務局長の3名で、意思決定過程がわかるように改善しました。</p> <p>(2) 今後は、複数の事業者による見積り合わせを行い、適正な事務処理をいたします。</p>

	<p>(3)スポーツ（体育）振興費補助金について、収支予算書及び決算書の支出の部において予算書と決算書の経費の支出科目構成の変更を行っていた。浦安市補助金等交付規則第8条では、「交付申請書及びその添付書類中に変更が生じたときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。」と規定されているがこの手続きを行っていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項：スポーツ協会)</p> <p>(4)領収書及び請求書について、日付などの記入漏れや宛名の記載誤りが多く見られた。今後は、このようなことが起きないようにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項：スポーツ協会)</p> <p>(5)スポーツ（体育）振興費補助金の補助対象外経費ではあるが、千葉県民体育大会巡回の際に、慣例として役員への昼食代が支出されていた。食糧費については、基準を策定し社会通念上相当であると認められた範囲での支出とされたい。 (改善事項：スポーツ協会)</p> <p>2 <市民スポーツ課></p> <p>(1)千葉県民体育大会選手派遣費補助金については、千葉県民体育大会への選手派遣に要する経費の一部に対して交付されるものとされており、「千葉県民体育大会選手派遣費補助金交付規程」に本部役員の激励巡回に係る経費が含まれているのは適当でないと思われる、今後は「千葉県民体育大会選手派遣費補助金交付規程」の見直しを検討されたい。 (指摘事項：市民スポーツ課)</p>	<p>(3)今後は、市補助金等交付規則を遵守し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>(4)今後は、ご指摘のとおり適正な事務処理をいたします。</p> <p>(5)「浦安市スポーツ協会活動費補助金に関する取扱基準」の補助対象経費に食糧費の規定をもうけ、事業実施に向けた会議の飲み物代以外は認めないこととしました。</p> <p>(1)「千葉県民体育大会選手派遣費補助金交付規程」を見直し、本部役員の激励巡回に係る項目を削除しました。</p>
--	--	---

<p>(2) 「千葉県民体育大会選手派遣費補助金交付規程」の2. 補助対象経費「(1) 旅費については、公共交通機関の普通運賃をもって算出し、片道100kmを超える場合は特急料金を加算する。」について、片道100kmの基点等が示されていないことから、今後は、適正な基準に改められたい。 (指摘事項：市民スポーツ課)</p> <p>(3) 補助金交付にあたっては、「浦安市社会教育関係団体活動補助金交付要綱」に基づいて行われているが、個別の補助金交付要綱が作成されていないことから、目的や対象が明確となっていない。今後は、要綱等の作成を検討されたい。 (改善事項：市民スポーツ課)</p> <p>(4) 起案及び規程において、補助金の名称の誤りが見受けられたため、訂正を行うとともに今後は、適正な事務処理に努められたい。 (改善事項：市民スポーツ課)</p>	<p>(2) 「千葉県民体育大会選手派遣費補助金交付規程」のうち、特急料金の加算する基準について「(1) 当該旅費の基点を市役所庁舎又は目的地に、最も近いバス停留所・鉄道駅とする。」、「(1) で定める目的地までの運行距離のうち、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100km(県内の旅行に限り50km)を超える場合加算する。」と改正しました。</p> <p>(3) 浦安市社会教育関係団体活動補助金交付要綱に基づく、「浦安市スポーツ協会活動費補助金に関する取扱基準」を策定しました。</p> <p>(4) 名称の誤りについて訂正しました。今後は、このような誤りがないよう適正な事務処理に努めます。</p>
--	--